項目	局所排気装置の作業者	キーワード	運用･運転

REHSE推奨指針

特別な推奨は無しとする。
（国内法規に順ずること。）

	国内法規	国内の推奨基準	海外スタンダード	局所排気装置と運用･管理の基礎知識とのリンク関係									
				1:局排知識	2:運転条件	3:運用と使用	4:排気と換気設備	5:排ガス処理	6:環境管理	7:薬品保管	8:運用と緊急対策	9:保守と点検	10:その他
参考資料	･第1種、第2種有機溶剤等に係る業務に従事する労働者に対し、･雇入れの際･当該業務への配置換えの直前･配置換え後6ヶ月以内毎に1回特殊健康診断を行う。 「有規則第29、30条」	ガイドラインなし				○			○				
	･健康診断の結果については、「有機溶剤等健康診断個人票」を作成し、5年間保存する。 「有規則第29、30条」	ガイドラインなし				○			○				